平成２３年（フ）第５１号
香川県観音寺市柞田町丙1451番地１　雇用促進住宅柞田宿舎２号棟501号室
債務者　三浦　章博
１　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６２号
大分県玖珠郡玖珠町大字小田500番地の１
債務者　魚返　福久
１　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６５号
大分県速見郡日出町豊岡1145―42、住民票上の住所大分県日田市上津江町川原3855番地２
債務者　矢崎サワ子
１　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６６号
熊本県菊池市隈府463―１　ロイヤル菊池113号、住民票上の住所大分県日田市上津江町川原3855番地２
債務者　矢崎　真嗣
１　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６７号
大分県日田市大山町西大山6188番地２
債務者　河津いづみ
１　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１３６号
鹿児島県姶良市船津709番地２
債務者　森永千代子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1423番地５
債務者　西橋　大作
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
鹿児島県薩摩川内市都町3992番地６、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町33番地１　グロリーハイツ206号
債務者　盛川明日香
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2213番地13
債務者　西村　政秀
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1627番地１
債務者　小原　健市
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
北海道室蘭市中島本町２丁目６番７―101号
債務者　中野かづ江
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
福島県会津若松市城南町２番70号、前住所福島県会津若松市橋本１丁目４番31号
債務者　横山　　恵
１　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地1066　エクセル205
債務者　工藤　龍彦
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７４号
茨城県常陸太田市幡町1945番地の１
債務者　小池めぐみ（旧姓鬼澤）
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７６号
茨城県ひたちなか市東石川３丁目16番10号　大山住宅３号
債務者　鈴木　　昇
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７７号
茨城県ひたちなか市東石川３丁目16番10号　大山住宅３号
債務者　鈴木　昌子
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７９号
茨城県常陸太田市宮本町4299番地の１
債務者　高岡　友子
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所